

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和6年3月25日(月) 開会 午後 3時 閉会 午後 4時30分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理者 植田美恵子
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 武市 直樹 2番委員 安廣 貴明 3番委員 宮本 忠佳 4番委員 山本 美香 5番委員 長谷川豊司 6番委員 桑野 欣伸 7番委員 宮崎 秀喜 8番委員 原田 和彦 9番委員 井原 一成 10番委員 奥田 雅之 11番委員 松浦 義幸 12番委員 森 政雄 13番委員 岡田 敏明 16番委員 美間 亮 17番委員 近藤 和隆 18番委員 赤川 勉</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>8番委員 久米 裕純</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>14番委員 鈴木 隆大 15番委員 廣瀬 佳輝</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>付議案件</p> <p>(全体議案)</p> <p>第 1号議案 令和6年度の農地利用の最適化活動の目標について 第 2号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正(案)について</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第 3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第 4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第 5号議案 非農地証明願の審議について 第 6号議案 非農地通知の審議について 第 7号議案 相続税の徴収猶予に関する適格者証明願の審議について 第 8号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第 9号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <p>1. 農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第18条第6項の処理について</p>

	5. 農地法第3条許可の取消について
--	--------------------

(開会 午後3時)

事務局 それでは、定例総会を始めます。本日の議長は会長職務代理者の植田委員が務めることとなっております。進行をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、令和6年3月徳島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、農業委員 19名のうち半数を超える 18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号8番久米裕純委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号12番坂東賢二委員と、議席番号2番瀬畑俊夫委員の両名を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく申し上げます。本日は、農地利用最適化活動に関する議題が2つございまして、推進委員の意見を聞くこととなっておりますので、推進委員さんにも全員の参加をお願いいたしました。よろしく申し上げます。では、第1号議案、令和6年度の農地利用最適化活動の目標について、審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案、令和6年度の農地利用最適化活動の目標案について御説明いたします。お配りした議案資料を御覧ください。これは、国からの通知、農業委員会による最適化活動の推進等について、に基づき、令和6年度の目標を定めるものでございます。各目標値の設定方法については、令和5年度の目標設定と変わりありませんので、具体的な目標数値を入れた、次ページ以降の別紙様式1を説明させていただきます。3ページからが目標の設定となりますので、ここから説明します。

1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積ですが、認定農業者等の担い手にどれだけ農地が集積しているかという現状と課題です。現状の管内の農地面積(A)は、3,010haで、これまでの集積面積(B)は927ha、担い手への集積率は30.8%となっております。課題は、農業従事者の高齢化や後継者不足により担い手が減少し、農地の集積が進みにくい状況となっている。担い手の確保とともに、規模縮小農家と拡大希望者のマッチングを進めていく必要があるとしております。②目標については、表の1段目、目標年度が令和11年度、集積率が67%というのは、農業経営基盤強化促進法に基づく県の基本方針に合わせており、集積率を11年度までに67%にまであげるという計画で、これは前年度と同じです。農地面積3,010haの67%は、2,016haとなりまして、先程の集積面積927haを、11年度までに2,016haとするため、表の2段目、今年度新規集積面積の目標を182haとするものです。目標を達成すると、今年度末の集積率は36.8%になります。

続いて(2)遊休農地の解消について、現状は、令和5年度の遊休農地面積で、49haとなっております。課題は、農産物価格の低迷、燃料費・生産資材の価格高騰による農業経営の圧迫や、農業従事者の高齢化・後継者不足により、遊休農地が増加している。そのため、引き続き遊休農地の発生防止や早期発見に努めることが必要としております。②目標のアのa、緑区分、草刈り程度のもの遊休農地の解消目標については、令和3年度の利用状況調査の20haを5年間で解消することとなっており、解消目標は前年度と同じ4haとなります。次のb、黄区分、基盤整備を要するものについては、市農林水産課及び農地中間管理機構と協議を行い、基盤整備事業を視野に入れた工程表を策定することを目標として設定することとなっておりますので、その旨を記載しております。またイについては、前年度に新規発生した遊休農地を全て解消することを目標とすることとされていますので、令和5年度に新規発生した3haを記

載しております。

4ページをお願いします。(3)新規参入の促進については、①で令和3年度から3年間の実績を記載しております。課題は、地域の実態に沿った新規参入希望者への農地情報の提供や経営相談などにより新規就農を促進する。また、新規参入者が長期にわたり営農を継続できるよう、関係機関と連携したサポートを行っていく必要があるとしております。次の②の目標は、今までは令和3年度から令和5年度の現在有効な全ての利用権や3条許可による権利移動面積を記載していましたが、集計方法の変更によりそれぞれの年度で新規または更新された利用権や3条許可による権利移動面積に変更いたしましたため、前年の資料に比べて4分の1ぐらいの数値となっております。その3年間の権利移動面積の平均の1割以上について、新規参入者への貸付け等を行うことに対する同意を得た農地をとりまとめて公表するという事になっておりますので、目標は11.4haになります。

続いて、2番、最適化活動の活動目標ですが、(1)委員等の活動日数の目標については、前年度と同じ7日としております。(2)につきましては、活動強化月間として、地区相談を行う6月、農地利用意向調査の未回答者への聞き取りを行う10月、また、地域計画座談会を実施すると見込まれる1月を強化月間に設定しております。(3)の新規参入相談会への参加目標については、6月開催の地区相談会が新規参入の相談も受け付けることから、これを位置づけることとしております。

第1号議案についての説明は以上です。

議長 ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。
それでは御発言が無いようですので、採決いたします。本案件につきまして、原案を令和6年度の目標とすることに異議はありませんか。

全委員 異議無し

議長 それでは、第1号議案、令和6年度の農地利用最適化活動の目標については、原案のとおり設定することに決定いたしました。続いて第2号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正(案)についての審議を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号議案「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について説明します。資料の5ページを御覧ください。

この指針については、農業委員会等に関する法律で、推進委員が誕生した平成28年4月施行分、から規定されております。最適化の推進の目標や推進方法を各農業委員会で定めるものですが、本委員会も、平成30年1月31日に策定しております。今回、これを改正するものになります。改正の理由としては2番に記載しておりますが、当初の目標年度に到達したこと、そして第1号議案のように国からの通知で、活動の取組みについての指定がなされたこと、そして3つ目が令和5年4月の法改正による策定の義務化と、その内容に「評価方法」を定めることが加わったことです。全国的にこの指針策定や改正が今年度行われておりますので、今回、全国農業会議所からの参考記載例や他都市の指針を参考に改正案を作成しました。

それでは中身を説明します。資料に指針の案が添付されてますが、説明については、お手元に「第2号議案 参考資料」として、「新旧対照表」をお配りしておりますので、こちらで説明します。字が小さいですが御了承ください。「新旧対照表」は表の左側が新しい改正案になります。1ページの第1、「基本的な考え方」とありますが、

2ページにかけまして、地域の概況の微修正とともに、来年度策定する「地域計画」の位置づけ、2ページ中ほどに移りまして、「改正基盤法」による市の「基本構想」との関連、そして最後に先ほどの国の経営局長通知との整合性を図ることを追加記載しております。2ページの下第2、「具体的な目標と推進方法で、次の「及び評価方法」」というのを追加し、1の(1)、「遊休農地の解消目標」については、次の3ページの表のように数値目標を設定しております。令和6年4月の現状と3年後の令和9年、そして10年後の令和16年4月の目標値ということで、「管内の農地面積」については第1号議案でも出てきたように3,010haが現状。実はここ3年間毎年30haずつ減ってきているのですが、減少を抑えたいということで、今後6年間は毎年20haずつの減少、残り4年間は優良農地が残るとして15haずつの減少として、3年後には2,950ha、そして10年後の令和16年4月は2,830haの目標にしています。「遊休農地面積」の欄については、第1号議案で数値が出てきましたが、1号遊休農地で現状49ha、そして国の通知の目標に基づいて「令和3年度当時の緑区分の面積20haを5年で解消すること」としてありますので、年間4haを解消させ、3年後は37ha、そして20ha解消した後は維持に努め、できるだけ解消させるということで、「29ha以下」という記載にしております。「遊休農地の割合」の欄についてはこれらを計算し算出した値です。

続いて(2)の「遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法」については、全国の参考例に基づいて、利用状況調査や意向調査の法的位置づけを記載した他、4ページに移りますが、(ウ)の農地システムの名称変更や、下のほうのウの「非農地判断について」では、右側の旧の欄のほうに記載のある「荒廃農地の調査」についてはなくなっただけで削除しております。一番下、(3)には、評価方法を追加しております。

続きまして5ページになります。2番の(1)、「担い手への農地利用集積目標」については表をのせてますが、管内の農地面積は、先ほどの遊休農地目標の表と同じです。集積面積については、第1号議案で説明のあった「現状」が927haで集積率は30.8%になっております。そして「目標」については、国の通知や市の基本構想に基づいて、令和11年度末までに67%にするということですので、11年度末までの6年間で毎年同じ率ごと向上させていくということで計算すると、3年後は48.9%を目指すこととなります。そしてこれを維持するというので、10年後は67%にしております。これらを農地面積から計算すると、3年後の集積面積については1,443ha、10年後は1,896haとなります。(2)の「担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法」については、アで「地域計画の作成・見直しについて」を追加し、6ページに移りまして、「イ」の農地中間管理機構との連携や、「エ」では所有者不明農地の扱いを追記しております。また「ウ」については、農地の利用調整について、担い手の確保が比較的行きやすい地域と難しい地域を区別して記載したほか、次の7ページにうつりますが、「オ」の「その他」の項目では、現状実施している広報や情報提供活動について継続して行っていくことを記載しております。また続いて、(3)には同様に評価方法を追記しております。

次に3番の「新規参入の促進について」で(1)の表でございますが、現状は第1号議案でありましたように、令和3年度から5年度の3年間の新規参入者の実績が、合計32経営体となります。そして面積については合計8.1ha、となっております。基本現状3年間の「維持」に努め、少しだけ増やすこととした目標にしております。面積は、現状値でいうと、1経営体当たりの面積が25.3aになるんですが、これを基に目標経営体数を掛けますと、8.3ha、8.9haという目標となります。

8ページに移ります。(2)の「新規参入の促進に向けた具体的な推進方法」については、イの項目を追加しております。これは第1号議案であった「新規参入の相談会へ

の参加目標」の内容となります。(3)については、これまでと同様、評価方法を記載しております。9ページ、最後になりますが、この度の「地域計画」の目標を達成するための農業委員会の役割を追加記載しております。これらの内容が農業委員会に求められている内容であろうかと考えられます。

以上、指針の改正は必須であるため、このように訂正したいと考えております。御審議をよろしく申し上げます。

議長 　ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。
それでは御発言が無いようですので、採決いたします。本案件につきまして、原案のとおり改正を行うことに異議はありませんか。

全委員 　異議無し

議長 　それでは、第2号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
引き続き、農地関係議案に移ります。第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 　それでは第3号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、公正証書による特定遺贈で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後46aに至り、譲受人は対象地において、スタチの栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後20aに至り、譲受人は対象地において果樹の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後9aに至り、譲受人は対象地において果樹の栽培を行うとのことです。

4番と5番は、譲受人が同一なので併せて説明させていただきます。譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、4番が農地5筆、5番が農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後406aに至り、譲受人は対象地において、ブロッコリーの栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地5筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後542aに至り、譲受人は対象地において、ブロッコリーの栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後138aに至り、譲受人は対象地において、エダマメの栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地11筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後37aに至り、譲受人は対象地において、

水稻の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、川内地区で新規就農面談を行いました。

9番から13番は、同一の内容のため、併せて説明させていただきます。貸人と借人との間で、営農型太陽光発電設備のために、9番が農地1筆、10番が農地1筆、11番が農地1筆、12番が農地3筆、13番が農地1筆に区分地上権を設定しようとするものです。設定期間は許可日から3年間です。なお、9番から13番は同時に5条許可申請が出ております。5条許可が許可されない場合は、3条許可も行うことができません。許可日も5条許可と同日になります。また、営農型太陽光発電設備については、次の第4号議案の10番から14番の5条許可の方で詳しく御説明させていただきます。

14番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後62aに至り、譲受人は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

15番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後78aに至り、譲受人は対象地において、飼育用飼料の栽培を行うとのことです。

第3号議案は以上15件で、対象地は、田22,859㎡、畑8,482㎡、合計31,341㎡です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、8番の新規就農面談に参加していただいた、川内地区の廣瀬長市委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

廣瀬委員 今月12日の午前9時30分より、8番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、私と植田委員、石田委員、鈴木推進委員、譲受人側2名、事務局2名の8名です。譲受人は、知り合いの農家が、後継者がいないことに困っていることを知り、農地の担い手が不足している、今の社会情勢を踏まえ、少しでも社会に貢献できないかと考え、譲渡人が所有している農地の一部を購入し、新規に農業を始めようと、今回の申請に至ったものです。譲受人は、農業の経験はないとのことでしたが、知り合いの農家に農業を教わりながら、耕作を行い、3年後から収益を挙げることを目指して営農して行くとのことでした。今回の申請が許可されれば、水稻を栽培するとのことです。

結論として、今回の3条許可については、川内地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見が無いようですので採決いたします。第3号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、1番から8番と14番、15番を許可し、9番から13番案件は、5条許可の審議の結果に合わせることに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第3号議案については1番から8番と14番、

15番を許可し、9番から13番案件は、5条許可の審議の結果に合わせることに決定いたしました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書4ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家の世帯分離住宅に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家の世帯分離住宅に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し水道工事業を営んでいる借人が露天資材置場に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し借人が太陽光発電施設に転用するものです。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、自動車販売業を営んでいる借人が露天車両置場に転用するものです。

6番の申請地は、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である既存施設の拡張に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。賃貸借権を設定し、廃棄物の収集運搬及び処分業を営んでいる借人が露天車両置場及び資材置場に転用するものです。

7番の申請地は、公共投資の対象となっている第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である既存施設の拡張に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。譲受人は解体・土木工事業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

8番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は中古車販売業を営んでおり、所有権を移転し、露天車両置場に転用するものです。

9番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は不動産賃貸業を営んでおり、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。

10番から14番案件は、先ほどの第3号議案の9番から13番案件と関連するもので、すべて営農型太陽光発電施設に転用するものです。

営農型太陽光発電とは、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電を設置し、農業と発電事業を同時に行うものです。太陽光の支柱部分は転用許可が必要であり、10番で言えば0.25㎡となり、空中の占用部分については農地法3条で区分地上権の設定が必要です。

個別の説明に移ります。10番と11番は借人が同一であるため併せて説明します。申請地は、10ha以上の規模の一団の農地内にある第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である一時的な利用に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。賃貸借権を設定し、太陽光発電事業を営んでいる借人が営農型太陽光発電施設に一時転用するものです。借人は、令和3年から申請地で営農型太陽光発電施設を設置しており、一時転用の3年の期間が経過したため更新の申請があったものです。本案件で営農する農作物はドクダミです。ドクダミは、ほとんど場所を選ばず栽培することができ、借人は県内の複数の市町村で5年以上前から営農型太陽光発電施設の下で栽培を行っている実績があります。農作業は常時雇用している5人に加え、繁忙期には47人の臨時雇用労働力を確保しているとのこと。農業機械も小型管理機やトラクター、収穫機等を所有しています。昨年の栽培実績としては、平均単収の8

0%を確保しており、下部の農地で営農の適切な継続が見込まれる旨の意見書の提出もあります。

12番の申請地は、10ha以上の規模の一団の農地内にある第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である一時的な利用に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。使用貸借権を設定し、太陽光発電事業を営んでいる借人が営農型太陽光発電施設に一時転用するものです。借人は、平成25年から申請地で営農型太陽光発電施設を設置しており、3回目の更新の申請となります。本案件で営農する農作物はミョウガです。ミョウガは陰性植物であり、遮光率70%程度でも十分に生育するとのことです。農作業は申請地から程近いところに事業所がある特定非営利活動法人に依頼しており、労働力や農業機械も確保しているとのことです。昨年の栽培実績は、平均単収の50%程度でしたが、改善が見込める旨の意見書の提出もあります。

続きまして6ページを御覧ください。13番と14番は借人が同一であるため併せて説明します。申請地は、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である一時的な利用に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。使用貸借権を設定し、太陽光発電事業を営んでいる借人が営農型太陽光発電施設に一時転用するものです。借人は、平成25年から申請地で営農型太陽光発電施設を設置しており、3回目の更新の申請となります。本案件で営農する農作物は赤シソです。赤シソは陰性植物であり、遮光率80%程度でも十分に生育するとのことです。農作業は2人で行っており、トラクターやシソ刈り機も所有しています。昨年の栽培実績は、平均単収以上であり、今後も下部の農地で営農の適切な継続が見込まれる旨の意見書の提出もあります。

15番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。借人は土木工事業を営んでおり、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

16番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は建設業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場及び駐車場に転用するものです。

17番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。借人は土木工事業を営んでおり、使用貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である8番案件と農地区分が甲種、1種農地である6番、7番、10番から14番案件については地区審査を実施しました。

第4号議案は全17件で、地目は、田が9,428.56㎡、畑が2,686.94㎡で合計が12,115.50㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地722.82㎡、駐車場・資材置場が9,895㎡、その他施設用地が1,497.68㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、6番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の佐野委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

佐野委員 今月8日の午後1時30分に、6番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、野口委員、宮本推進委員と私の3名と転用者側1名、事務局2名の6名です。申請対象の農地は、雑賀町北開西にあり、甲種農地に区分されるとのことです。

す。賃貸借権を設定し、借人が車両及び資材置場に転用しようとするもので、令和4年9月に車両置場として許可した敷地を拡張する申請です。土地の造成については、盛土はせず、除草後に重機を用いて締め固めて整地します。排水については、雨水のみであり、地下浸透及び、隣接する水路に放流することとすることで、地元の土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして7番案件の地区審査に参加していただいた、応神地区の坂東委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

坂東委員 今月7日の午前11時15分より7番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、岡田推進委員と私の委員2名と転用者側1名、事務局3名の6名です。申請対象の農地は、応神町中原字サナギにあり、1種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材置場に転用しようとするもので、令和4年9月に資材置場として許可した敷地を拡張する申請です。土地の造成については、隣接地の高さまで20cm盛土します。また、周囲は、擁壁を新設し、その内側にコンクリートブロックを設置します。排水については、雨水のみであり、北側にU字側溝を新置し、隣接する水路に放流する計画で、地元の土地改良区から意見書及び水利組合から排水同意書が交付されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、応神地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして8番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の廣瀬長市委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

廣瀬委員 今月12日、午前10時15分から8番案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、植田委員、石田委員、鈴木推進委員と私の委員4名、転用者側1名と事務局2名です。申請地は、川内町大松にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転して、譲受人が露天車両置場に転用するものです。造成については、隣接する道路の高さまで最大で40cm、盛土して整地します。排水については、雨水のみで地下浸透及び、西側の敷地内に排水溝を新設し、放流することとすることで、管轄する土地改良区の見解書及び同意書の提出があります。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして10番から12番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月13日に10番と11番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加

者は美間推進委員と私の委員2名、事務局3名と転用者側1名の合計6名です。申請地の位置は、国府小学校から南へ約600mにあり、第1種農地に区分されるとのことです。対象地で3年前から営農型太陽光発電施設を設置し、下部の農地でドクダミを栽培しています。昨年の収量は平均単収の80%を超えており、品質も問題ないとのことです。食品や化粧品の原料として出荷しており、具体的な販売計画も提出されています。昨年からは飼料の製造販売も開始し、県内外に出荷しているとのこと、納品書の写しも提出されています。今年からは収穫の回数を2回から4回に増やし、収量をさらに増やす計画です。結論として今回の転用許可申請については、下部の農地で営農の適切な継続が見込まれるため、国府地区の委員は一致して、問題ないと判断しました。

続きまして、今月13日に12番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は美間推進委員と私の委員2名、事務局3名と転用者側1名の合計6名です。申請地の位置は、県立国府支援学校から南へ約400mにあり、第1種農地に区分されるとのことです。申請人は、平成25年から営農型太陽光発電施設を設置し、下部の農地でミョウガを栽培しています。現在は地元のNPO法人に耕作を依頼しているとのことです。一昨年の収量は平均単収の80%を超えていましたが、昨年は平均単収の50%程度と低調でした。これは、昨年は間引き作業ができていなかったためであり、間引き作業を行えば80%の収量が見込めるとの意見書の提出があります。品質については問題ないとのことです。すきとく市で販売しており、売上明細も提出されています。結論として今回の転用許可申請については、昨年の収量は基準に到達しませんが、下部の農地での営農の改善の見込みがあるため、国府地区の委員は一致して、問題ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。続きまして13番と14番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月12日に13番、14番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は近藤推進委員と私の委員2名、事務局2名と転用者側2名の合計6名です。申請地は、国府町花園にあり、甲種農地に区分されるとのことです。申請人は、平成25年から営農型太陽光発電施設を設置し、下部の農地で赤シソを栽培しています。主に耕作をしているのは、代表取締役の息子であり、認定新規就農者として意欲的に農業を行っています。昨年の収量は平均単収の80%を超えており、品質も問題ないとのことです。農協に出荷しており、販売清算書も提出されています。今後は収穫の回数を増やし、さらに収量の増加も見込めるとのことです。結論として今回の転用許可申請については、下部の農地で営農の適切な継続が見込まれるため、南井上地区の委員は一致して、問題ないと判断しました。

報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、1、2、3、4、5番と8、9番と15、16、17番を許可し、6、7番と、10、11、12、13、14番案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第4号議案は1、2、3、4、5番と8、9番と15、16、17番を許可し、6、7番と、10、11、12、13、14番案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。なお、第3号議案、3条の9番から13番案件は、5条許可の結果に合わせることに決定しておりますので、5条の県からの諮問の結果に合わせて許可の決定をすることになります。続きまして、第5号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書7ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は昭和47年頃より隣接した母屋の敷地として利用されているとのこと。

1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成15年4月6日撮影の航空写真があり、また、現地为非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第5号議案は1件で、対象地は畑105㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第5号議案の非農地証明願については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第5号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。続きまして、第6号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書8ページを御覧ください。

1番は、上八万、国府地区で、所有者から通知願があったため、今日7日、10日に佐々木委員、谷川委員の委員2名、事務局2名、申請者側1名で現地の状況を確認しております。

1番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

2番は、上八万地区で、所有者から通知願があったため、今日7日に佐々木委員、事務局2名、申請者側1名で現地の状況を確認しております。

2番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

第6号議案は、以上2件で、対象地は畑2,515.61㎡です。御審議をよろしく

お願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第6号議案の非農地通知については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第6号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、第7号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、相続税の納税猶予適格者証明願について、御説明させていただきます。今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番の対象地は4筆、2,960㎡で、全ての農地で、継続して耕作状態にあります。

第7号議案は以上1件で、対象地は田2,564㎡、畑396㎡、計2,960㎡となっています。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第7号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第7号議案については本案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第8号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第8号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書10ページを御覧ください。

1番は、全ての農地で耕作を継続しております。

2番は、一部分筆し、徳島市に寄付している農地がありますが、その他の農地は問題なく耕作を継続しております。

第8号議案は以上2件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田8,841㎡、畑2,621.88㎡、計11,462.88㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第8号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第8号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第9号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、野口俊廣委員、板東美佐緒委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第9号議案、農用地利用集積計画について御説明します。議案書11ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によるとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。今月は新規設定が11件、再設定が48件で合計59件となっており、そのうち、賃貸借権が42件、使用貸借権が17件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番と2番が、多家良地区4筆・2件、3番から9番が、勝占地区20筆・7件、10番と11番が、八万地区11筆・2件、12番と13番が、上八万地区4筆・2件、14番と15番が、入田地区5筆・2件、16番が、不動地区2筆・1件、17番から21番が、応神地区12筆・5件、22番から35番が、川内地区29筆・14件、36番から48番が、国府地区26筆・13件、49番から51番が南井上地区7筆・3件、52番から59番が北井上地区13筆・8件となっております。

利用権設定については以上で、田94筆・99,676㎡、畑39筆・50,772㎡の合計133筆・150,448㎡となります。

続きまして、所有権移転について御説明します。議案書20ページを御覧ください。本案件は、譲受人が担い手である認定農業者であり耕作労力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因も特に見受けられません。

1番の譲受人の耕作面積は、取得後174aに至るものであり、取得後には対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

所有権移転については以上1件で田2筆・2,707㎡となります。

第9号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第9号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第9号議案については全案件を承認することに決

定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは報告事項について説明します。議案書21ページを御覧ください。

1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得2件受理しました。

議案書22ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。3件受理しました。

議案書23ページと24ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。9件受理しました。

議案書25ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。2件受理しました。

議案書26ページを御覧ください。5番は、農地法第3条許可の取消についてです。1件取り消しました。報告事項の説明については以上です。

議長

農地関係の報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和6年3月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は4月26日金曜日の開催予定となっておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。